

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 1 日
契 約 業 者 名	株式会社近代設計 東京支社
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 9 番 1 6 号
業 務 の 名 称	R 6 横浜国道事務所管内橋梁点検（その 2）業務
業 務 場 所	厚木出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	厚木出張所管内の道路橋について各部材の損傷及び変状の状態を把握し、損傷等に対し必要な措置の特定の為に情報を収集することで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等の橋梁に係る適切な維持管理を行うために、点検等を行い必要な資料を作成する。 対象橋梁 2 9 橋 ・厚木出張所管内 定期点検 2 9 橋、第三者被害防止措置 2 5 橋
履 行 期 間（自）	令和 6 年 5 月 1 0 日
履 行 期 間（至）	令和 7 年 5 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	6 0, 7 2 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	2 4, 6 9 5, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	8 5, 4 1 5, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 現地踏査 ・現地踏査の結果、8 橋について定期点検が必要となったため増工する 2. 定期点検 ・現地調査の結果、8 橋について定期点検が必要となったため増工する。 3. 第三者被害予防措置 ・現地調査の結果、5 橋について第三者被害予防措置が必要となったため増工する。 4. 点検調書作成 ・定期点検対象橋梁の追加に伴い、点検調書作成が必要となったため増工する。 5. 橋梁詳細調査 ・定期点検の結果、5 橋について橋梁詳細調査が必要となったため、増工する。 6. 橋梁補修設計 ・橋梁詳細調査の結果、国道 2 4 6 号甘柿橋について橋梁補修設計が必要となったため、増工する。 7. 工期 上記内容の変更により、令和 7 年 5 月 3 0 日までとする。